

第24期佐世保市農業委員会第30回総会議事録

1 開催日時 令和4年11月28日(月) 15時00分から17時00分

2 開催場所 西地区コミュニティセンター 第4講座室

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 9番	牟田 昇	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

委員 8番 小川 憲市

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	古川 清志	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	松田 庄二
大野地区	村田 司		

6 欠席推進委員

宇久地区 畠中 辰秀

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	松瀬 哲
事務局主査	岩崎 孝典
事務局主任主事	田中 豊

事務局主任主事 牟田 雄介
事務局主任主事 佐藤 拓磨

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第299号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第300号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
第301号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第302号議案 非農地証明願について
第303号議案 非農地通知の取消について
第304号議案 非農地通知について
第305号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第306号議案 農用地利用集積計画（案）について
第307号議案 農用地利用配分計画（案）について
第308号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について
第309号議案 令和4年度 遊休農地所有者への利用意向調査の実施について（案）

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第30回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。暖かい気候が続いておりますが、来月には冬の寒さが来るとい
う話でございます。皆さんもご存じと思いますが、他都市の農業委員会で不祥事があっ
ております。改めて気を引き締めて職務にあたりたいと思うところです。
議案について慎重にご審議賜りたいと思います。以上で開会にあたりましてのご挨拶
とさせていただきます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は8番小川憲市委

員から、欠席の届出が出ておりますが、現に在任する委員19名のうち18名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、委員定足数には関係ございませんが、宇久地区畠中辰秀推進委員から欠席届が提出されていることを併せてご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、7番川口勇二委員、9番牟田昇委員、補充として10番辻茂樹委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第299号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第299号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、針尾中町。地目は、登記田、現況畑。面積は491㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟、木造二階建、建築面積119.66㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは針尾小学校から北に約1kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。日照通風、緩衝地を6m程度設ける。排水計画、雨水は溜枡から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から溜枡、水路放流。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は条例区域です。

2番、針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、針尾中町の3筆。地目は、登記田、現況畑。面積は3筆合計730㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転贈与です。施設は、駐車場155㎡、資材置場771㎡、通路387㎡、法面233㎡。併用地ありで計画全体面積1,546㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは針尾小学校から北に約1kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。砂利舗装を行う。日照通風は周辺に農地はないため耕作に影響を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

3番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町大渡。地目は、登記田、現況休耕。面積は523㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造二階建、建築面積110.13㎡。併用地ありで計画全体面積634㎡。耕作者なし。農振内白地で吉井支所からおおむね300m以内に位置する第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは吉井支所

から南東に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.7m²。周辺に農地はなく、ブロック積を施工することから被害を及ぼす恐れはない。日照通風、建物高を加減7.9m。排水計画、雨水は溜枡から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

4番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町田原の2筆。地目は、登記田、現況田。面積は2筆合計4,346m²です。転用目的は育苗センターの拡張。権利は、所有権移転売買です。施設は、育苗センター4,364m²。耕作者あり。農地区分は、農振内農用地。参考事項としまして、こちらは吉井野球場から南東に約1kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。アスファルト舗装する。日照通風、建物は建設しないので周辺の農地へ被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は溜枡から水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

5番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町田原。地目は、登記田、現況休耕。面積は518m²です。転用目的は一般住宅建設用地。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積134.1m²。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは吉井野球場から南東に約950mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。日照通風、建物高を4.77m程度に加減する。排水計画、雨水は溜枡から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路放流。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

6番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町立石。地目は、登記畑、現況畑。面積は114m²です。転用目的は駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、駐車場、面積114m²。耕作者あり。農地区分は、農振外、吉井支所からおおむね300m以内に位置する第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは吉井支所から西に約310mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.2m。土留め工事を行う。日照通風、建物は建設せず、現状のまま利用するので被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

7番、小佐々地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町田原。地目は、登記畑、現況荒地。面積は298m²です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造2階建、建築面積65.51m²。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは小佐々町田原公民館から北に約10mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.2m、最低0.1m。切土最高1.0m、最低0.1m。土留め工事を行い、擁壁を設ける。日照通風、建物高を7.94m程度に加減する。排水計画、雨水は溜枡から水路放流。汚水・生活雑排水は合併

浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

8番、小佐々地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町田原。地目は、登記畑、現況荒地。面積は319㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積102.59㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは小佐々町田原公民館から北に約10mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.2m、最低0.1m。切土最高1.0m、最低0.1m。土留め工事を行い、擁壁を設ける。日照通風、建物高を4.98m程度に加減する。排水計画、雨水は溜枡から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

9番、小佐々地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町田原。地目は、登記畑、現況荒地。面積は60㎡です。転用目的は進入路の建設。権利は、所有権移転売買です。施設は、進入路。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは小佐々町田原公民館から北に約10mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.3m。コンクリート舗装を行うことにより土砂流出を防ぐ。日照通風、建物を建設しないため被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上ですが、3番、6番、7番及び9番の案件について、それぞれ関係する委員の方がおられます。よろしく願いいたします。

議長 3番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。3番吉井地区。

13番 13番水口です。11月26日に末永委員と現地を見て参りました。現地の地目は田ですが、ここ数十年耕作されておらず荒地の状態です。周辺には農地はなく、宅地に転用されたとしても影響はないと思います。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。水口委員が言われたとおりで、被害防除計画のとおり実施されれば問題ないと思います。

議長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。3番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、許可相当として県に進達いたします。
委員は入室願います。

～委員入室～

議長 6番、7番、9番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。6番吉井地区。

13番 13番水口です。11月26日に末永委員と現地を見て参りました。申請地周辺は住宅に囲まれておりまして、隣接地に開店するレストランの駐車場としての転用となっています。特に問題はないと思います。

議長 次に7番、9番小佐々地区。

16番 16番赤木です。11月22日に松田委員と現地を見て参りました。7番、9番は同じ場所での転用で、農地は周辺にありませんので、被害防除計画を守ってもらえれば問題ないと思います。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

松田委員 小佐々地区の松田です。赤木委員が言われたとおり、周りに全く農地がないので問題ありません。

議長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

1 5 番 1 5 番西尾です。6 番の案件について、現状のまま使用するとなっていますが、仕上げはどのようなのですか。

事務局 造成計画としては、0. 2 m盛土をし、土留め工事をするとなっています。

1 5 番 盛土をするのであれば特に、土が道路に流れるので、砂利等が必要ではないですか。

事務局 土砂流出を防止するよう、事業者に指導します。

議長 他にご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。6 番、7 番、9 番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、許可相当として県に進達いたします。
委員は入室願います。

～委員入室～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1 番、2 番針尾地区。

1 番 1 番有馬です。1 1 月 2 7 日に原委員、譲渡人と現地を見て参りました。1 番、2 番は隣接地で、被害防除計画のとおり確実に実施されれば、問題ないと判断します。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

原委員 針尾地区の原です。今有馬委員が言われたとおりで、問題ありません。

議長 次に、4 番、5 番吉井地区。

1 3 番 1 3 番水口です。1 1 月 2 3 日に末永委員と現地を見て参りました。4 番は育苗センターの増設にかかる転用申請で、以前、育苗センターが開設されたときには問題となったところですが、今回は転用として申請がなされていますので、問題ないと思います。現地は吉井町では数少ない優良農地ではありますが、一方では育苗センターということ

で、県北の農家のためになるという部分もありますので、やむを得ないかと思えます。

5番について、申請地はここ数年耕作されておらず、荒地の状態です。今回の転用もやむなしと考えます。被害防除措置についても問題ないと判断しました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。4番については、計画どおり行っていただければ問題ないと思えます。5番についても、事業計画どおり行っていただければ問題ないと思えます。

議 長 次に、8番小佐々地区。

1 6 番 16番赤木です。11月22日に松田委員と現地を見て参りました。こちらは7番、9番の案件の隣接地で、特に問題ありません。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

松田委員 小佐々地区の松田です。赤木委員が言われたとおりで、問題ありません。

議 長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

1 5 番 15番西尾です。4番の案件について、育苗センターなのに、ハウスはなく、アスファルト舗装のみとなっていますが、アスファルト舗装のみ行った場合、排水については問題ありませんか。

事 務 局 アスファルトは透水性のものが使用され、浸透しきれない部分については、溜枥を経由し、水路へ放流することとなります。

議 長 こちらは、常設審議委員会に諮問する案件となりますので、私も事前に確認をしております。田の畔は残してアスファルト舗装をするようになっています。建物は建てずに、苗を並べるようになるようです。隣接には水路がありますので、特に問題はないかと思えます。

事 務 局 転用申請と併せて、水路への注水許可の申請もなされておりますので、流入する水の量の審査については、そちらで行われることとなります。

1 5 番 15番西尾です。水利組合の同意は取られていますか。

事 務 局 現在、同意を取るよう指導しています。

議 長 他にご意見ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第299号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第299号議案については、許可相当として県に進達いたします。次に、第300号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第300号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

1番、江迎地区。当初計画者は記載のとおりです。申請地は江迎町乱橋。地目は登記田、現況荒地。面積は1,500㎡。転用目的は事務所用地。施設は仮設事務所2棟、44.74㎡。資材置場230㎡。駐車場12台。通路112.5㎡。耕作者なし。農地区分は農振内農用地です。変更後の借受人、申請地、地目、面積、転用目的、施設、耕作者、農地区分は当初と変わりありません。変更理由としましては、国道497号の工事設計変更にて石灰処理工、法面工、防護柵工が追加されたため期間の延長が生じたためです。参考事項としまして、こちらは江迎中学校から南に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。シート等を敷き、砂利敷きを行う。日照通風、建物高を加減2.6m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水はくみとり。生活雑排水は生じない。当初申請日は令和3年12月10日。当初許可日は令和4年1月25日。当初許可期間は令和4年1月25日から令和4年12月15日。変更許可期間は許可日から令和5年4月15日。添付書類は記載のとおりです。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江迎地区。

17番 17番松永です。11月23日に小川委員と現地を見て参りました。追加工事のため期間延長ということで、特に問題ないと思います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。今松永委員が言われたとおりで、問題ありません。

議 長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。第300号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第300号議案については、変更について妥当として県に進達いたします。続きまして、第301号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請(一時転用)について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第301号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請(一時転用)について、ご説明します。

1番、早岐地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、上原町。地目は、登記田、現況休耕。面積は433.18㎡です。転用目的は資材置場。権利は、賃借権設定、4ヶ月です。施設は資材置場187.5㎡。通路80㎡。その他(余地)165.68㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内農用地です。参考事項としまして、こちらは上原町公民館から南に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。日照通風、建築物を設けないため、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水は仮設トイレ設置くみとり。生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。農地復元計画書の内容としましては、盤土の整地転圧及び表層良質土の敷均し、農地への復旧を行うとなっております。

2番、江迎地区。こちらは先ほどの300号議案において、計画変更承認申請が行われた案件の申請となります。借受人、貸渡人、申請地、地目、面積、転用目的、施設、耕作者、農地区分は先ほど第300号議案で説明したとおりです。権利は賃借権設定、4ヶ月です。参考事項は記載のとおりです。添付書類は記載のとおりです。農地復元計画書の内容としましては、仮設物、砂利等の撤去後耕起し、農地への復旧を行うとなっております。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果ですが、1番早岐地区は私からご説明します。11月26日に久野委員と現地を見て参りました。ここは今休耕地なっていますが、4カ月の一時転用ということで、復元計画書を守っていただければ問題ないと見てまいりました。

それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。11月の初めに事前着工のような状態になりかけていたため、

許可を受けてから行うよう指導を行いました。

議 長 次に2番江迎地区。

1 7 番 17番松永です。先ほど計画変更でご説明した内容と同様です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。松永委員が言われたとおりで、問題ありません。

議 長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

原 委 員 針尾地区の原です。1番の案件の賃借権4ヶ月は何故4ヶ月となっているのですか。

事 務 局 下水道工事にかかる資材置場としての一時転用申請となっており、工期が4カ月となっているためです。

議 長 他にご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第301号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第301号議案については、許可相当として県に進達いたします。次に、第302号議案 非農地証明について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第302号議案 非農地証明願について、説明いたします。

1番、佐世保地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は白南風町の1筆。登記地目畑、現況宅地。面積は340㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、白南風町公民館から北東に約75mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番佐世保地区。

7 番 7番川口です。11月24日に松永委員と現地を見て参りました。ここは市街化区域

で、家が立ち並んだところです。問題ないと見て参りました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

松永委員 佐世保地区の松永です。川口委員が言われたとおりで、問題ありません。

議 長 この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第302号議案について非農地証明を交付することといたします。
次に、第303号議案 非農地通知の取消について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第303号議案非農地通知の取消について、ご説明いたします。

議案記載のとおり農業委員会総会開催日において非農地と判断した土地について、申出等により現地再調査を行った結果、確認に誤りがあったことが判明し、農地に該当すると判断したため非農地通知を取り消すものです。土地の所在、地目、面積等は記載のとおりです。取消にあたりましては、改めて、非農地通知の取消の通知を土地の所有者に送ることになります。

議 長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第303号議案について、非農地通知を取り消すことといたします。

次に、第304号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第304号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、193筆で面積が80,477.32㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認して

いただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第304号議案について非農地通知を発出することといたします。続きまして、第305号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第305号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

1番、針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地針尾東町の3筆、地目は登記畑、現況樹園地。面積合計1,819㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地針尾東町の1筆、地目は登記田、現況休耕。面積485㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地宮津町の19筆、地目は登記田、畑、山林、現況、田、畑、保全管理、樹園地。面積合計14,297㎡、農用地区域及び農振内白地、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番、鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地鹿町町船ノ村の2筆、地目は登記田、現況田。面積合計2,968㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上4件、農地法第3条第2項各号には該当していません。よって許可要件のすべてを満たすものと考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1、2番針尾地区。

1 番 1番有馬です。11月27日に原委員と現場を見てまいりました。1番については、譲受人は専業農家で、今までどおり樹園地として利用することなので、特に問題ないと見てまいりました。2番については、申請地の周辺に譲受人の畑がありまして、

一体として耕作するというので、特に問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

原 委 員 針尾地区の原です。有馬委員が言われたとおり、特に問題ないと見てまいりました。

議 長 続きまして、3番宮地区。

3 番 3番阿波です。11月23日に坂口委員と現場を見てまいりました。譲受人と譲渡人は親子関係で、早めに経営移譲をするということで申請がされています。特に問題ないと見てまいりました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。精力的に営農されている農家さんで、特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 続きまして、4番鹿町地区。

1 8 番 18番内野です。11月24日に松田委員と現場を見てまいりました。譲受人が以前から耕作されていまして、きちんと管理されていますので、特に問題ないと見てまいりました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

松田委員 鹿町地区の松田です。特に問題ないと見てまいりました。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第305号議案については、許可することといたします。
次に、第306議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第306号議案 農用地利用集積計画（案）についてですが、本議案につきまして報告5のとおり合意解約がなされております。それでは議案の説明に入ります。

利用権の設定は、日宇地区1件、鹿町地区2件の合計3件、解除条件付きの利用権設定は、世知原地区1件、所有権移転は、針尾地区1件、宮地区3件の合計4件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。なお、所有権移転の4番の宮地区の案件について、関係する委員がおられます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 所有権移転の4番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは、所有権移転の4番の案件についてご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。所有権移転の4番の案件について承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議長 それでは、所有権移転の4番以外の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。第306号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第306号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。続きまして、第307号議案 農用地利用配分計画（案）について、事務局の説明を

お願いします。

事務局 はい、第307号議案 農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区9件、柚木地区1件、江迎地区3件、鹿町地区1件の合計14件が計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。
以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委員 （なし）

議長 ないようですので、採決に入ります。第307号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 （挙手多数）

議長 賛成多数です。第307号議案は全て承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。

次に、第308号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第308号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして針尾地区1件、宮地区2件の合計3件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。なお、1番の針尾地区の案件について、関係する委員がおられます。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 1番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは、1番の案件について意見等ございませんか。

委員 （なし）

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。1番の案件について承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、1番以外の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第308号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第308号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。
次に、第309号議案 令和4年度 遊休農地所有者への利用意向調査の実施について(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第309号議案 令和4年度 遊休農地所有者への利用意向調査の実施について(案)について、説明いたします。

この調査は、今年の8月まで行っていただいた農地利用状況調査の結果に基づき、遊休農地(A判定)の所有者等に対して、農地法第32条に基づき今後の意向を確認するもので、その調査方針、調査方法、調査内容、調査時期については議案に記載のとおりです。

次に、右上に第30回総会第309号議案 当日配付資料と記載のある当日配付資料をご覧ください。1枚目は、配布資料一覧です。書類の対象が所有者等のものと、委員のものがあります。2枚目は、意向調査における農業委員、推進委員の活動について、というもので、調査の目的、スケジュール、実施方法、対象者への送付書類、想定される問い合わせに対する回答案などを記載しております。3番に記載している書類を対象者に郵送しますので、委員のみなさまにおかれましては、問い合わせ等があった際は、調査の趣旨をご説明いただき、調査書を切手不要の返信用封筒に入れて回答するよう促してください。3枚目は、遊休農地の利用意向調査対象の皆様へ、というもので、両面ありまして、注意事項や意向調査の説明、流れが記載されています。4枚目は、遊休農地の利用意向調査について(お願い)、というもので、左上に印刷する農地所有者等の方へのお願い文書になります。5枚目は、農地における利用の意向について、という調査書の記載例です。対象者には、赤枠内を記入していただきます。6枚目は、活動報告

書の記入例です。意向調査に関する活動は、最適化交付金の活動実績の対象ですので、この記入例を参考に、活動報告書に記入してください。少し話が反れますが、来年度以降の最適化交付金は、前年度の実績が反映されるようになっているため、引き続き、農地集積、遊休農地解消、新規就農促進の農地利用最適化活動をお願いいたします。話を戻しますと、資料一覧の7番に記載している意向調査対象農地の一覧については、例年、市内の対象農地を全ての委員に配布していました。今年度は対象農地が多く、枚数が多くなるため、今回は添付しておりません。参考までに、今回の意向調査対象は、全部で2,327筆、面積1,414,214㎡、対象人数1,210人です。昨年は、調査書の回答率が75%でした。回答が無い場合や郵便物が届かなかった場合は、地区担当の農業委員、推進委員に聞き取り等をお願いすることになりますので、その際は、よろしくをお願いいたします。その活動を行ったときは、活動報告書への記入をお願いいたします。この調査書の発出から6か月を経過しても未回答の場合や回答どおりの利用が図られていない場合は、農地中間管理機構との協議の勧告がなされ、状況により対象農地の課税が強化されることとなりますので、問い合わせ等ありましたら、ご説明いただくようお願いいたします。

本日ご承認いただけましたら、調査書を12月1日に農地所有者等に郵送予定です。その回答期限を12月16日の予定としていまして、回答状況は整理できた段階でお知らせできればと思います。以上で説明を終わります。

議長 例年と変わらないわけですがけれども、期限までに回答がなかったものについて、委員で回収をすることになります。

それでは、何かご意見等ございませんか。

原委員 針尾地区の原です。過去に中間管理機構を利用すると回答した場合に機構が借り受けなかった場合で、取り扱いが変わっているため、改めて中間管理機構を利用するを選ぶよう記載がありますが、針尾の遊休農地が多いのが海沿いの田で中間管理機構も借り受けられないし、借り手もないところでも選んで大丈夫ですか。

事務局 利用状況調査の段階で、潮が上がってくる等で耕作ができない土地ということであれば、B判定としていただくのも一つの方法かと思います。

原委員 ひどく荒れているところはB判定にしてきたのですが、ある程度荒れ具合のところはA判定にしているところもあります。

議長 場所によって判断は変わってくると思いますので、事務局と相談しながら判断していくこととした方がよいでしょう。

事務局 基盤強化法の改正の中で、機構は積極的に借り入れるとされた部分がありますので、今後借受の対象となる農地が増える可能性があります。

議 長 他にご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第309号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第309号議案は承認されましたので、案を削除願います。続きまして、報告案件に移ります。事務局の報告をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について

以上、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、その他に移ります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 **【違反転用事案報告について】**

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第30回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。